

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に係る使用料金減免承認のための ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」（以下「要領」という。）に基づき使用料の減免を承認するときの各施設における承認基準を示すものである。

2 減免を適用する範囲

- (1) 要領第3条第3項に規定する減免については、施設の使用目的が、「障害者及び発達障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与する」ものであること。
- (2) 施設を使用して開催する催し等が入場料を徴して行う場合は、減免対象としない。また、収益のあがるバザー等を開催する場合は、その収益の用途を明らかにしなければならない。
- (3) 障害者団体の駐車場使用料金減免については、障害者が運転又は同乗しない場合は、減免対象としない。
- (4) 要領第2条第3項第1号及び第3号に規定する障害者団体が要領第3条第1項表中(1)から(4)までに規定する施設を使用する場合において、減免の対象となる障害者及び発達障害者でない団体の構成員の数は、当該団体の構成員として来場する障害者及び発達障害者の総数の範囲内とする。
- (5) 要領第2条第3項第2号に規定する障害者団体が要領第3条第1項表中(1)から(4)までに規定する施設を使用する場合、当該事業所等の利用者及び従業者を減免対象とする。ただし、要領第2条第2項に規定する介護者が利用者に同伴するときは、要領第3条第2項に従い、当該介護者も減免対象とする。

3 経費負担者

要領第3条第3項に規定する申請を行う障害者団体は、減免後の使用料を全て負担しなければならない。

4 申請手続

要領第3条第3項に規定する減免を受けようとするときは、登録証を提示し、当該施設の使用目的、開催する催しの内容等を明示する書類を提出して減免を申請するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成12年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成17年7月10日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年3月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。